

# 「おびひろ避難支援プラン」を改正しました

帯広市では、「おびひろ避難支援プラン」に基づき、支援が行える家族との同居などがなく、障害のある方など1人での避難行動が困難な方に対し、避難に関する計画（個別計画）を作成し、災害時の避難支援に向けた取り組みを行っています。

令和6年5月、法改正への対応や制度の簡略化を図るべく本プランを改正しました。

## 主なプランの改正内容

主な改正内容は以下のとおりです。

### 1 災害対策基本法改正への対応

#### ○「災害時要援護者」の呼称の修正

現行の災害対策基本法における呼称に修正

災害時要援護者

見直し

避難行動要支援者

※災害時要援護者：平成25年の災害対策基本法改正以前の呼称（避難行動要支援者と同義）

#### ○「避難行動要支援者」要件の見直し

市が設定した要件に該当する者が対象とするよう見直し（希望による登録制の廃止）

避難行動に不安があれば  
誰でも登録可能

見直し

原則、市が設定した要件に  
該当する者が対象

#### ○計画作成の優先度の設定

優先度を踏まえた個別計画作成を進めるべく、優先度を以下の通り設定

##### 【優先度：高とする条件】

市洪水ハザードマップ上、外水による「早期立退き避難が必要な区域」※  
（赤斜線で色塗りされている地域）に居住する避難行動要支援者  
※洪水により家屋が倒壊したり、水没してしまう恐れがある地域 など

### 2 制度の見直し・簡略化

#### ○「個別計画作成協議会」以外でも計画作成を可能とするよう見直し

個別計画作成協議会の有無によらず、個別計画の作成を可能とする

※既に協議会が設立されている地域は、協議会による取り組みを継続

#### ○「誓約書」の徴取範囲の見直し

個人情報を取り扱う者「全員」ではなく、「代表者」の誓約書提出で可とする

個人情報取扱者  
「全員」の誓約書を徴取

見直し

「代表者」1名の  
誓約書を徴取